平成２９年（フ）第１４７号
栃木県那須郡那珂川町大山田上郷2423番地
債務者　後藤　千恵
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午前11時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５６号
栃木県那須烏山市田野倉203番地の１、住民票上の住所栃木県那須烏山市大金204番地１ブレイン大金203
債務者　笹崎　絵美
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午前11時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６号
熊本県山鹿市中348番地
債務者　坂本　千秋
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月13日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２９年（フ）第１２３号
栃木県宇都宮市峰１丁目18番13号　リガードB103、前住所茨城県桜川市鍬田456番地１
債務者　檜山　良明
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３７号
東京都狛江市和泉本町４丁目２番６号シャトレＫＡＭＩＹＡ201
債務者　加藤その美（旧姓関根）
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３４６号
東京都東村山市青葉町３丁目１番地４青葉町３丁目アパート１―207
債務者　木村　正男
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８６０号
横浜市港北区篠原西町36番22号　ぎんなんハイツ203号
債務者　松本　　仁
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８６９号
横浜市金沢区並木２丁目７番５―610号
債務者　竹内　亜美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９０６号
横浜市金沢区富岡東５丁目９番１号　大富ハイツ201号
債務者　坪川　敦司
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９２６号
神奈川県高座郡寒川町岡田41番地１　フローラハイツ201号
債務者　奥田　健二
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９２７号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目10番５―901号ライトタウン茅ヶ崎
債務者　伊東　　巖
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９４４号
横浜市鶴見区生麦５丁目13番47号　小堀
債務者　喜多佐和子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９６３号
神奈川県海老名市中新田１丁目５番25―404号
債務者　谷口　景子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５号
愛知県岡崎市戸崎町字沢田36番地　Ｍタウニー　102、前住所愛知県岡崎市羽根北町２丁目９番地14　ドルフィーニ羽根北　102
債務者　浅野　隆一
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第８２３号
横浜市神奈川区浦島町７番地１
債務者　篠崎貴美惠
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部